

# オリパラ関連四法について

平成30年6月13日 成立（議員立法）  
平成30年6月20日 公布

資料 1 - 4

## ①オリパラ特措法・ラグビー特措法一部改正法（平成30年法律第55号）【公布日施行】

- 無線局の免許申請手数料等の免除（電波法の特例）
- 2020年に限り、海の日・山の日・体育の日を移動し、オリンピック開会式前日及び当日、閉会式翌日を休日とする。【オリパラ特措法】

2020年のカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
7月 19	海の日 20	21	22	23	開会式 24	25
26	27	28	29	30	31	8月 1
2	3	4	5	6	7	8
閉会式 9	10	山の日 11	12	13	14	15

※      は大会期間



## ②スポーツ基本法一部改正法（平成30年法律第56号）

- 「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」とする【平成35年1月1日施行】
- 実態に合わせ「公益財団法人日本体育協会」を「公益財団法人日本スポーツ協会」に、「財団法人日本障害者スポーツ協会」を「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」とする。【公布日施行】

## ③祝日法一部改正法（平成30年法律第57号）【平成32年1月1日施行】

- 「体育の日」の名称を「スポーツの日」に改める
- 「スポーツの日」の意義を「スポーツを楽しみ、他者を尊重する精神を培うとともに、健康で活力ある社会の実現を願う」とする（体育の日の意義は「スポーツにしたしみ、健康な心身をつちかう」）

## ④ドーピング防止活動推進法（平成30年法律第58号）【平成30年10月1日施行】

アンチ・ドーピングに関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針の策定その他の教育・普及活動、人材育成、関係機関との連携等に関し必要な事項を定めることにより、ドーピング防止体制を推進